

# 東播臨海広域市町村圏における 広域ごみ処理施設運営方式について

## 報 告 書

(概要版)

平成 27 年 1 月

東播臨海広域行政協議会

広域ごみ処理施設運営方式検討委員会



## 目 次

### 委員会設置の目的

### 運営方式選定結果の概要

1. 検討対象とした運営方式について	I
2. 絞り込み及び比較評価した運営方式	I
3. 可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の一括発注について	II
4. 比較評価の方法	IV
5. 東播臨海広域市町村圏における広域ごみ処理施設の運営方式の選定結果	V

### 【添付資料】

- 添付資料 1 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会設置要綱
- 添付資料 2 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会名簿
- 添付資料 3 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会の開催状況と会議結果



## 委員会設置の目的

地方公共団体においては、さまざまな政策課題を抱えている中、財政的にも厳しい状況におかれており、一層の効率的・効果的な財政運営が求められている。また、行政改革の観点においても、住民の公共サービスに求める内容が高度化、多様化する中、行政はそのニーズに対応する必要があり、公共事業を推進するにあたっては、民間事業者の資金に加え、経営能力及び技術的能力を活用して公共サービスを行う自治体が増加しており、市町村の責務である一般廃棄物の処理についても、導入及び検討が進んでいる。

このような状況のもと、東播臨海広域市町村圏を構成する加古川市、高砂市、稲美町、播磨町（以下、「2市2町」という。）では、現在計画中の広域ごみ処理施設の整備について、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的に事業を実施することが可能であるかを検討することにより、東播臨海広域市町村圏に適した運営方式を選定することを目的として、東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。

委員会では、2市2町が構成する東播臨海広域行政協議会が、これまで検討を進めてきた広域ごみ処理施設整備事業の経緯を踏まえ、平成24年2月に策定した東播臨海広域市町村圏におけるごみ処理広域化基本計画（以下、「ごみ処理広域化基本計画」という。）における基本構想及び基本方針の実現を目指し、運営方式についても比較検討を行い、最も望ましい方式を選定するものである。



# 運営方式選定結果の概要

## 1. 検討対象とした運営方式について

検討対象とした運営方式については、表1に示すとおり8方式とした。

表1 検討対象とした運営方式

運営方式		概要
公設公営方式	運転直営	公共が財源確保から施設的设计・建設、運営等の全てを行う方式。施設の運転も直営で行う。
	運転委託	公共が財源確保から施設的设计・建設、運営等の全てを行う方式。施設の運転は民間事業者に委託。
公設+長期包括運営委託方式 (DB+O)		公共による施設建設後に、公設公営方式の運営部分(運転、点検・補修、用役調達等)を長期かつ包括(一括)して民間事業者に発注する方式。
公設民営方式	DBM方式	公共が起債や交付金等により自ら資金調達し、施設的设计・建設、運営の一部を民間事業者に長期かつ包括的に発注する方式。
	DBO方式	公共が起債や交付金等により自ら資金調達し、施設的设计・建設、運営等を民間事業者に長期かつ包括的に発注する方式。
PFI方式	BT0方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設的设计・建設・運営を行う方式。所有権は、施設の完成後に公共に移転。
	BOT方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設的设计・建設・運営を行う方式。所有権については、委託期間終了後に公共に移転。
	BOO方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設的设计・建設・運営を行う方式。所有権については、委託期間終了後も公共に移転を行わない。

## 2. 絞り込み及び比較評価した運営方式

表1に示した8方式から、以下の着眼点に基づき、あらかじめ比較評価する運営方式の絞り込みを行った。

### (1) 絞り込みを行う際の着眼点

- ・ 2市2町が受け入れがたい条件を含む場合
- ・ 現実的に困難な条件を含む場合
- ・ 他の運営方式と比較し、当該運営方式の優位性を見出すことができない場合(必ず他の運営方式が優位となる場合)

### (2) 絞り込みにより除外した運営方式

前項の着眼点に基づき、絞り込みにより除外した運営方式は次のとおりとした。

### 1) 2市2町が受け入れがたい条件を含む場合

公設公営方式の運転直営と公設民営方式のDBM方式は、現状で焼却施設の運転を委託していることもあり、職員の新規雇用が必要となることから、採用は困難と判断した。

**(該当) 公設公営方式 (運転直営)**

**公設民営方式 (DBM方式)**

**2方式**

### 2) 現実的に困難な条件を含む場合

PFI方式(BOO方式)は、施設の建物の所有は民間から移管しないため、事業期間終了時には、建物を解体したうえ、土地の返却を求めることになる。そのため、施設の稼働期間を当初の事業期間より延長する場合、建物の所有について公共と民間で別に協議が必要となり、民間の意思によっては、延長の確実性が担保されない。

**(該当) PFI方式 (BOO方式)**

**1方式**

### 3) 他の運営方式と比較し、当該運営方式の優位性を見出すことができない場合 (必ず他の運営方式が優位となる場合)

公設+長期包括委託方式(DB+O)は、運営事業者選定時に、建設事業者が優位となり、競争性は担保されにくいと考えられるため、公設民営方式(DBO方式)と比較し、優位性を見出せないことから、採用は困難と判断した。

**(該当) 公設+長期包括運営委託方式 (DB+O)**

**1方式**

### (3) 比較評価する運営方式の選定

絞り込みの結果、比較評価する運営方式を以下の4方式とした。

**公設公営方式 (運転委託)**

**公設民営方式 (DBO方式)**

**PFI方式 (BTO方式)**

**PFI方式 (BOT方式)**

### 3. 可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の一括発注について

可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の一括発注を行う場合と個別に発注する場合の比較を行った。(表2、表3)

設計・建設段階では、環境性、経済性、安全・安定性に優れると想定でき、事業者選定時においても、競争性が確保できることから、一括発注の方が望ましいと判断した。

運営段階でも、経済性、安全・安定性に優れると想定でき、事業者選定時においても、競争性が確保できることから、公設公営方式以外の方式の場合は、一括発注の方が望ましいと判断した。

なお、公設公営方式の場合は、運営段階において一括発注の概念はない。



表 2 可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の一括発注の有無の比較（設計・建設）

	一括発注	個別発注
環境性	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設に伴う重機等を共用できる分、CO<sub>2</sub>等の発生量は低減する。</li> <li>それぞれの施設で建築デザインの統一性が図れるなど調和のとれた施設整備が可能となる。</li> <li>共用部分を一括で設計できるなど、敷地の有効利用、コンパクトな施設整備が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設に伴う重機等をともに準備する分、台数が多くなり、CO<sub>2</sub>等の発生量は増加する。</li> <li>性能発注とした場合は、それぞれの施設で建築デザインの統一、敷地の有効利用等には限界がある。</li> </ul>
	○	△
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設に伴う重機等を共用できる分、コストの削減が可能である。</li> <li>工事管理、事務員等の管理分野の人員を兼任（コスト削減）できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストの削減効果は見受けられない。</li> <li>設置届など各種許可申請が複数回となり、その分、費用が発生する。</li> <li>それぞれの施設の設計調整（協議）など追加費用が発生する。</li> </ul>
	○	△
安全・安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理の一元化が可能となる。</li> <li>工程管理の一元化が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一敷地内での同時期の工事となるため、安全管理、工程管理に特に留意が必要である。</li> </ul>
	○	△

表 3 可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の一括発注の有無の比較（運営）

	一括発注	個別発注
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理、事務員等の管理分野の人員を兼任（コスト削減）できる。</li> <li>それぞれの施設間の連携（エネルギー供給、処理残渣の受入等）に伴う金銭の授受がなくなり、消費税がかからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストの削減効果は見受けられない。</li> <li>特に、それぞれの施設の運営を行う SPC（特別目的会社）をそれぞれで設置した場合、その分、費用が発生する。</li> </ul>
	○	△
安全・安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラブル発生時の責任所在が明確となり、早期解決が可能となる。（敷地内での交通事故等を含む。）</li> <li>それぞれの施設の運転調整が容易となり、安定した施設稼働を実現できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不燃・粗大ごみ処理施設の処理残渣の受入等、双方に責任が及ぶ可能性があるトラブルが発生した場合、責任所在の追及に時間を要す。</li> </ul>
	○	△

#### 4. 比較評価の方法

##### (1) 運営方式の評価項目と評価基準および配点

平成 26 年 3 月に策定した東播臨海広域市町村圏におけるごみ処理施設整備基本計画（以下、「施設整備基本計画」という。）において、計画中の広域ごみ処理施設は、「① 環境負荷を低減する。」、「② 循環型社会の構築を目指す。」、「③ 省エネルギーを推進する。」、「④ 経営の効率化を図る。」、「⑤ 安全で安定した長寿命施設を整備する。」の 5 つの基本方針を基に施設整備を進めることとしており、この基本方針にそって、運営方式の評価項目と評価基準は、以下の表 4 に示すとおりとした。また、評価項目の配点については、以下の考え方にに基づき設定した。

- ・運営方式を比較するうえで、評価項目のうち事業費は、特に重みを置く必要があり、基本方針④について 100 点満点のうち約 50%程度とした。
- ・運営方式を比較するうえで、基本方針⑤は評価すべき項目が多く、重視するものとし、基本方針①及び基本方針②③より 2 倍の重みづけをした。（基本方針②③はいずれも循環型社会の形成を図るという要素を持っていることから 1 つの項目とした。）
- ・事業費以外の評価項目をそれぞれ均等に配点することにより、各運営方式を評価項目に沿って多角的に評価したうえで、事業費が僅差となった場合は、十分に逆転が可能な配点とした。

表 4 評価項目と評価基準および配点

基本方針	評価項目		評価基準（評価の考え方）		配点	
① 環境負荷を低減する。	公害防止	公害防止の確実性	定性	環境負荷の低減が期待できる運営方式が望ましい。	12 点	4 点
	環境負荷の低減	環境負荷の低減への期待度	定性			4 点
	周辺環境への影響	周辺環境との調和への期待度	定性			4 点
② 循環型社会の構築を目指す。	ごみの減量・資源化の推進及び最終処分量の削減	ごみの減量・資源化の促進及び最終処分量の削減への期待度	定性	循環型社会形成に寄与することが期待できる運営方式が望ましい。	12 点	4 点
	環境学習	環境学習への貢献対応の柔軟性	定性			4 点
③ 省エネルギーを推進する。	エネルギー回収	エネルギー回収量増大及び省エネルギー対策の導入への期待度	定性	省エネルギーの推進が期待できる運営方式が望ましい。		4 点
④ 経営の効率化を図る。	事業費	施設建設費＋運営費	定量	事業費の削減と計画的な運用が図れる運営方式が望ましい。	52 点	48 点
	計画運用	支払いの仕組み	定性			4 点
⑤ 安全で安定した長寿命施設を整備する。	実績	導入事例	定量	安全で安定した運営の実現が図れる運営方式が望ましい。	24 点	4 点
	受注意欲	プラントメーカーの本事業への参入意思	定量			4 点
	事業継続性	事業継続性及び安定性の仕組み	定性			4 点
		危機回避の仕組み	定性			4 点
	住民理解	住民の理解の得られやすさ	定性			4 点
	長寿命化	長寿命化への適性	定性			4 点

## (2) 定性的評価の評価方法について

定性的評価の方法は、各評価項目で最高と評価とした運営方式を満点（5段階評価のA）として、その他の運営方式を当該運営方式と比較する方法とし、定性的評価の決定は、合議方式とした。

## (3) 定量的評価の評価方法について

定量的評価の方法は、算定により点数化が可能な項目について、あらかじめ設定した計算式に基づいて得点を決定した。

## 5. 東播臨海広域市町村圏における広域ごみ処理施設の運営方式の選定結果

**東播臨海広域市町村圏における広域ごみ処理施設の運営方式は  
「公設民営方式（DBO方式）」が望ましい。**

運営方式の選定にあたっては、施設整備基本計画による基本方針を踏まえ、評価項目毎に定性的評価及び定量的評価を行い、総合的に評価した結果、「公設民営方式（DBO方式）」が最も高得点となったため、委員会では、「公設民営方式（DBO方式）」を選定した。（表5に結果を示す。）

この方式は、定量的評価では、委員会において最も重視すべきとした事業費において、表6に示すとおり、公設公営方式（運転委託）と比較して費用の低減（VFM\*2.9%）が見込まれ、最も高い評価となり、実績、受注意欲の面でも最も高い評価となった。また、定性的評価では、幅広い評価項目で優位であると評価され公害防止、環境負荷の低減、周辺環境への影響、ごみの減量・資源化の推進及び最終処分量の削減、環境学習、エネルギー回収、事業継続性、長寿命化の評価項目で最も高い評価となったが、計画運用、住民理解の評価項目では、他方式に優位性があるとされた。「計画運用」については、資金調達の上で、事業期間を通じて平準化が可能なPFI方式に対し、建設段階で財政負担が大きくなる点で評価が下がったが、運営段階においては、PFI方式と同様に平準化が可能であることを確認した。「住民理解」については、公設公営方式より評価が下がったが、事業期間を通じて、積極的に情報公開に努めることで、住民からの理解を得ていくことができることを確認した。

\*VFM 用語の説明をVIIページに示す。

表5 総合評価結果

基本方針	評価の視点等			配点		定性的評価				得点				
						公設公営方式	公設民営方式 (DBO方式)	PFI方式 (BTO方式)	PFI方式 (BOT方式)	公設公営方式	公設民営方式 (DBO方式)	PFI方式 (BTO方式)	PFI方式 (BOT方式)	
① 環境負荷を低減する。	公害防止	公害防止の確実性	定性	24	12	4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00
	環境負荷の低減	環境負荷の低減への期待度	定性			4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00
	周辺環境への影響	周辺環境との調和への期待度	定性			4	A	A	A	A	4.00	4.00	4.00	4.00
② 循環型社会の構築を目指す。	ごみの減量・資源化の推進及び最終処分量の削減	ごみの減量・資源化の促進及び最終処分量の削減への期待度	定性		12	4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00
	環境学習	環境学習への貢献対応の柔軟性	定性			4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00
③ 省エネルギーを推進する。	エネルギー回収	エネルギー回収量増大及び省エネルギー対策の導入への期待度	定性			4	C	A	A	A	2.00	4.00	4.00	4.00
④ 経営の効率化を図る。	事業費	施設建設費＋運営費	定量	52	48	-	-	-	-	46.65	48.00	45.68	45.26	
	計画運用	支払いの仕組み	定性		4	C	B	A	A	2.00	3.00	4.00	4.00	
⑤ 安全で安定した長寿命施設を整備する。	実績	導入事例	定量	24	4	-	-	-	-	3.47	4.00	0.13	0.00	
	受注意欲	プラントメーカーの本事業への参入意思	定量		4	-	-	-	-	4.00	4.00	1.71	1.71	
	事業継続性	事業継続性及び安定性の仕組み	定性		4	B	A	B	B	3.00	4.00	3.00	3.00	
		危機回避の仕組み	定性		4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00	
	住民理解	住民の理解の得られやすさ	定性		4	A	B	C	C	4.00	3.00	2.00	2.00	
	長寿命化	長寿命化への適性	定性		4	B	A	A	A	3.00	4.00	4.00	4.00	
合計				100	-	-	-	-	87.12	98.00	88.52	87.97		

表 6 運営方式毎の事業費及び VFM の比較

(単位：百万円)

	公設公営方式 (運転委託)	公設民営方式 (DBO 方式)	PFI 方式 (BT0 方式)	PFI 方式 (BOT 方式)
施設整備費	35,863	35,371	35,092	35,092
金利	1,194	1,177	4,228	4,228
維持管理費・SPC 費用	19,777	19,605	19,605	19,605
調査委託費・公共経費	405	135	85	85
リスク調整費	124	0	0	0
租税・利益等	0	131	216	3,004
税込	0	-5	-8	-2,295
売電収入	-9,180	-9,318	-9,318	-9,318
交付金	-11,780	-11,616	-11,523	-11,523
交付税措置	-10,047	-9,909	-10,661	-10,661
事業期間における公共負担額 (単純合計)	26,355	25,571	27,716	28,217
事業期間における公共負担額 (現在価値換算)	22,501	21,847	22,971	23,172
事業者 E-IRR	—	5.90%	7.90%	7.90%
VFM	—	2.9%	-2.1%	-3.0%
	—	654	-469	-670

※事業費は消費税 (8%) を含む。

※事業費算出において 20 年間の運営委託期間とした。

※SPC (特別目的会社) とは、当該事業を実施する目的のみで設立された事業会社のこと。当該事業収支のみで会社運営を行うため、親会社や関連会社の経営悪化等の影響を切り離すことができる。

※E-IRR とは自己資本に対する内部収益率。資本金として投下した資金に対し将来受け取る配当金が、年利回りに換算してどのくらいになるか数値化したもの。

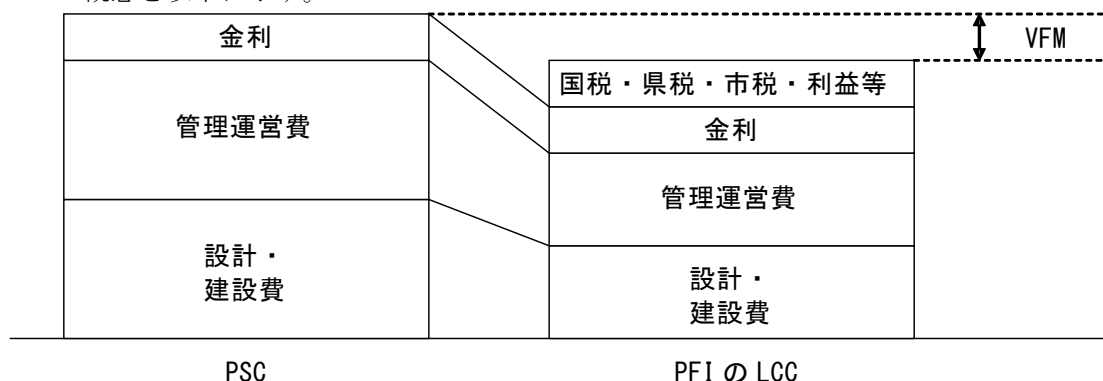
※VFM は公設公営方式 (運転委託) と比較して算出した。

※表中の記載数値は、百万円未満を端数処理しているため、各運営方式毎の表中の計と、事業期間における公共負担額及び VFM 金額 (VFM 欄下段数値) の合計値は一致しない場合がある。

### VFM とは

VFM とは、「VFM に関するガイドライン (平成 13 年 7 月 27 日 (平成 20 年 7 月 15 日改定) / 内閣府)」によると、「一般に支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方である」そして、「公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を PSC (Public Sector Comparator) といい、PFI 事業者として実施する場合の事業期間を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を PFI 等の LCC (Life Cycle Cost) といい、同一の公共サービス水準の下で評価する場合、VFM の評価は、この PSC と PFI 事業者の LCC との比較により行われる」とされている。

VFM の概念を以下に示す。





# 【 添付資料 】





## 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東播臨海広域行政協議会（以下「協議会」という。）が計画し、高砂市に設置する広域ごみ処理施設について、東播臨海広域圏に適した運営方式を選定することを目的として、東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、広域ごみ処理施設の運営方式について検討・選定を行い、協議会に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、行政職員のうちから協議会会長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する報告を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席が無ければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外のものの出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、高砂市生活環境部において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

## 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会名簿

自治体名	役 職	氏 名	備 考
加古川市	環境部長	高 砂 寿 夫	
加古川市	企画部企画広報課長	田 淵 和 也	
高砂市	生活環境部長	中 村 正 登	
高砂市	企画総務部 経営企画室主幹	木 村 哲 久	
稲美町	経済環境部長	藤 本 泰 利	
稲美町	経営政策部企画課長	沼 田 弘	
播磨町	理事	大 西 正 嗣	
播磨町	企画グループ統括	岡 本 浩 一	

## 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会の開催状況と会議結果

本委員会の開催状況と会議結果は以下のとおりである。

開催日	内容	主な会議の結果について
平成 26 年 7 月 4 日(金)	第1回委員会 (1) 挨拶 (2) 検討委員会設置要綱の確認 (3) 委員紹介 (4) 委員長・副委員長の選出 (5) 検討委員会の公開について (6) 議事 議題 1 事業概要の確認について 議題 2 運営方式毎の特徴について 議題 3 検討項目とスケジュールについて (7) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回委員会は公開とした。</li> <li>委員長・副委員長を選出した。 委員長：高砂市生活環境部長 中村委員 副委員長：加古川市環境部長 高砂委員</li> <li>事業概要として施設整備基本計画の概要を確認した。</li> <li>運営方式毎の一般的な特徴を確認した。</li> <li>本委員会の検討項目とスケジュールを確認し、了承した。</li> </ul>
平成 26 年 8 月 14 日(木)	第2回委員会 (1) 開会 (2) 前回議事録の確認 (3) 議事 議題 1 比較評価する運営方式の絞り込みについて 議題 2 事業範囲・スキームの検討 (4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 回委員会は公開とした。</li> <li>可燃ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設は設計・建設段階、運営段階とも一括発注することを選定した。</li> <li>比較評価する運営方式は、「公設公営方式 運転委託」「公設民営方式 DBO 方式」「PFI 方式 BOT 方式」「PFI 方式 BOT 方式」の 4 方式とした。</li> <li>運営委託期間は 20 年間と設定し、市場調査を実施することとした。</li> <li>役割分担及びリスク分担は、事務局（案）で市場調査を実施することとした。</li> <li>事業スキームは、SPC（特別目的会社）を設立し、対価の支払いは可能な限り平準化することとし、市場調査を実施することとした。</li> </ul>
平成 26 年 9 月 29 日(月)	第3回委員会 (1) 開会 (2) 前回議事録の確認 (3) 議事 議題 1 比較評価方法の検討 議題 2 市場調査内容の検討 (4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 回委員会は公開とした。</li> <li>評価項目は、事務局（案）を了承した。</li> <li>定性的評価を行う上での評価基準は、市場調査結果をふまえ、必要に応じて内容を補足し、とりまとめて提示することを確認した。</li> <li>定性的評価は 5 段階とし、評価の決定方法は、各委員が事前に仮採点した上での合議方式とした。</li> <li>評価項目の配点は、評価方法とあわせて、事務局で修正案を作成し、次回委員会までに確認することとした。</li> <li>市場調査は、参入を希望する運営方式について、参入意思の優先順位を確認できるように修正した上で、事務局案の内容で実施することを了承した。</li> </ul>

開催日	内容	主な会議の結果について
平成 26 年 11 月 27 日 (木)	第4回委員会 (1) 開会 (2) 前回議事録の確認 (3) 確認事項 確認 1 比較評価方法の再整理について (4) 議事 議題 1 定性的評価の検討について 議題 2 運営方式の比較評価について (5) 確認事項 確認 2 市場調査の設定条件に関するメーカー意見 確認 3 発注方法・工程の検討及び課題の整理について (6) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回委員会は市場調査結果を確認する。回答社のノウハウ保護のため非公開とした。</li> <li>・比較評価方法の再整理について確認し、了承した。</li> <li>・定性的評価は、評価項目毎に運営方式毎の一般的事項と市場調査結果を確認し、合議式で決定した。</li> <li>・運営方式毎の事業費の算出結果（VFM の算出結果）について確認した。</li> <li>・定量的評価は、市場調査結果を確認し、事前に設定した評価点算定式により算定した結果を確認した。</li> <li>・最終的な総合評価結果を確認し、本事業で採用に相応しい運営方式として公設民営方式（DBO 方式）を選定した。</li> <li>・感応度分析は、将来的に要求水準書を作成する際の参考資料になることを確認した。</li> <li>・市場調査を実施する上で設定した条件に関して、市場調査で回答社より出された意見について確認した。この内容も将来的に要求水準書を作成する際の参考資料になることを確認した。</li> <li>・事業化を進める上での発注方法・工程の検討及び課題の整理について確認した。この内容は、次回委員会で確認する報告書の中で整理されることを確認した。</li> </ul>
平成 27 年 1 月 14 日 (火)	第5回委員会 (1) 開会 (2) 前回議事録の確認 (3) 議事 議題 1 報告書（案）について (4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 回委員会は公開とした。</li> <li>・報告書（案）の内容及び構成について確認し了承した。</li> </ul>